子育て応援課

1 概要

公立こども園の保育士確保が困難となっていることなどから、やばせこども 園「子育て支援センター」を閉鎖し、併せて現在ふなのえこども園で実施してい る「一時保育」をやばせこども園で実施する。

2 変更内容

- (1) やばせこども園子育て支援センター「つくしんぼ」の閉鎖
 - ア 理由等
 - a 2名の保育士等を配置し実施しているが、保育業務に関わる保育士 の確保が困難となっている。
 - b 赤碕こども園、みどり保育園でも子育て支援センターを開設しており、支援体制や活動も充実している。

1日の平均利用組数	Н29	Н30	R1 (見込み)
みどり保育園 ひまわり	7. 0	7. 4	7. 2
赤碕こども園 アトリエ・ラボ	7. 2	7. 0	7. 2
やばせこども園 つくしんぼ	4. 0	4. 1	3. 1

- イ 閉鎖時期 令和2年3月31日
- (2) 一時保育実施施設の変更(ふなのえこども園→やばせこども園)

ア 理由等

- a 一時保育用の保育室を確保し事業実施しているが、ふなのえこども 園の令和2年度入園人数に対応するには、新たに保育室の確保が必要 となる。
- b やばせこども園子育て支援センター閉鎖により、実施場所を変更する。
- イ 変更時期 令和2年4月1日

3 今後の予定

現在の利用者には、変更について個別での説明を行うほか、町報やホームページ、子育て応援ガイドブック等により周知を行う。

また、私立園と引き続き連携を図り、サービスの充実に努める。

第2期琴浦すくすくプラン策定について

子育て応援課

平成27年3月に策定した「琴浦すくすく」プランの5年間の計画期間が終了するにあたり、第2期計画を策定する。

1 計画の趣旨及び位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、琴浦町の子育で施策に関する基本理念や各施策の目標方向性を定め、子育でに関する総合的な支援を推進するものとする。

2 計画期間

第2期計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする。

3 計画の策定体制

町内の就学前児童及び小学生児童のいる世帯へのニーズ調査の実施、子ども・子育て会議を開催し、計画策定に取り組む。

現在、パブリックコメント(意見募集)を実施(2月14日~3月6日)しており、広く町民の意見を聞き、計画策定に反映できるよう努める。

4 主な見直し内容 ※詳細は別添計画(案)概要版のとおり

(1) 教育・保育の量の見込みと確保策の見直し

教育・保育の利用状況及びニーズ調査などにより把握した利用希望を踏まえ、 教育・保育の量の見込みと確保策の見直しを行う。

(2) 地域・子ども・子育て支援事業の充実 子ども・子育て支援法に定める 14 の事業について、事業内容の見直しと、 量の見込みと確保策を定める。

(3) 行動計画の見直し

第1期の成果と課題及びニーズ調査の結果等を踏まえ、各基本目標の行動計画の見直し等を行う。



琴浦町次世代育成支援行動計画 琴浦町子ども・子育て支援事業計画



令和2年 月 琴浦町

計画の構成

- 第1章 計画策定の基本的な考え方
 - 1 計画の趣旨・位置付け
 - 2 基本理念・基本目標
 - 3 期間
- 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題
 - 1 琴浦町の現状
 - 2 琴浦町の子どもの状況と子育ての実態 (ニーズ調査より)
- 第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について
- 第4章 計画の基本目標と行動計画
 - 1 施策体系図
 - 2 基本目標と行動計画
- 第5章 計画の推進に向けて
 - 1 計画の実施状況の把握及び推進に向けて
 - 2 事業の実績及び実施目標

資料編

- ・琴浦町子ども・子育て会議条例
- ・琴浦町子ども・子育て会議委員名簿
- ・琴浦すくすくプラン策定の経過



計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、琴浦町の子育て施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定めるものです。

乳幼児期の教育・保育の充実や地域における子育て支援、親子の健康の増進、子ども等の安全の確保、児童虐待防止対策の充実など、妊娠期からの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2 基本理念 • 基本目標

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の基本理念では、子ども・子育て支援は、 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、 学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすと ともに、相互協力して行うこととされています。

また、子ども・子育て支援法において、給付や支援内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なもので、地域の実情に応じて総合的、効率的に提供されるよう配慮することと定義されています。

これらの考え方をもとに、基本理念・基本目標を掲げ、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てにともなう喜びが実感されるようなまちづくりを目指します。

◆基本理念

楽しいよ 子育て一緒に 親育ち 地域で応援 琴浦町 ~ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く~

◆基本目標

1	地域における子育て支援
2	親子の健康確保と増進
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4	子育てを支援する生活環境の整備
5	仕事と家庭の両立
6	子ども等の安全の確保
7	要保護児童・障がい児等への対応

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法◆

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

3 期間

計画は、5年を1期として策定するものとし、第2期計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる令和4年度に策定時以降の変化に合わせて、計画の見直しを行います。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		見直し							
	(第1期記	計画期間)							
							日本」		
							見直し		
			ニーズ 調査実施	策定		(第2期計	画期間)		

子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について

1 基本的事項

教育・保育提供区域の設定

琴浦町の定める子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項第 1 号の規定に基づく教育・保育提 供区域は、全町1区域とします。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、全町 共通とすることを基本とします。

これをもとに、教育・保育の量の見込み、並びに実施しようとする教育・保育の確保の内容 及びその実施時期を定めていきます。

また、利用者の意向や実態に則して、個別の調整(広域入所等)を臨機応変に行ないます。

2 教育・保育の量の見込み

琴浦町における令和2年度~6年度の各年度の児童数の予測や教育・保育施設の利用率をも とに、ニーズ調査の結果を加味して、教育・保育の量の見込みを定めます。

◆教育・保育給付の認定区分◆

認定区分	認定要件	受入施設
1 号	満3歳以上の子どもで、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する児童	保育所(園) 認定こども園
3号	満3歳未満の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する乳幼児	保育所(園) 認定こども園 地 域 型 保 育

◆教育・保育給付の年度別認定区分人数(量の見込み)◆

(人)

認定区分	R2	R3	R4	R5	R6
1号	45	45	44	43	42
2号	354	319	327	319	320
3号	274	271	268	275	276

◆教育・保育給付の年度別年齢別認定区分人数◆

(人)

年度	区分	〇歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	児童数	232	123	119	122	116	154	866
	1号			7	11	13	14	45
2	2号				111	103	140	354
	3号	72	102	100				274
	上記以外	160	21	12	0	0	0	193
	児童数	238	113	123	119	122	116	831
	1号			7	11	13	14	45
3	2号				108	109	102	319
	3号	74	94	103				271
	上記以外	164	19	13	0	0	0	196
	児童数	238	119	113	123	119	122	834
	1号			7	11	13	13	44
4	2号				112	106	109	327
	3号	74	100	94				268
	上記以外	164	19	12	0	0	0	195
	児童数	238	119	119	113	123	119	831
	1号			7	11	12	13	43
5	2号				102	111	106	319
	3号	74	101	100				275
	上記以外	164	18	12	0	0	0	194
	児童数	238	119	119	119	113	123	831
	1号			7	11	12	12	42
6	2号				108	101	111	320
	3号	74	102	100				276
	上記以外	164	17	12	0	0	0	193

年齢は、4月1日の年齢を表す。

- 歳児は、年度末には O~1 歳 11 か月を表している。(2 年度分)
- 1歳児は、年度末には2歳~2歳11か月を表している。(1年度分)
- 2歳児以降は、1歳児と同様。(1年度分)

3 教育・保育提供体制の確保(内容・実施時期)

令和2年度から6年度まで年度ごとに量の見込みに対する確保策に従い、教育・保育体制を整備します。

保育士不足については、近年全国的な問題ですが、琴浦町においても課題となっています。女性の就労率が高く、0歳~2歳児までの低年齢児からの入園が多いことが要因として考えられます。低年齢児の受け入れには、3歳以上児に比べ、多くの保育士の配置が必要となり、保育士の確保が不可欠になります。

引き続き、県や他の市町村と連携し、量の見込み全ての教育・保育を実施していきます。

◆教育・保育の量の見込みと確保策◆

(人)

							(人
	年度区分		量の見込		確保策②		差引
年度			1	特定教育	幼稚園	地域型保	2-1
			•	保育施設	(左記以外)	育	
	-	1 号	45	47	0		2
	2	2号	354	357			3
2		O歳	72	76			4
	3号	1・2歳	202	240			38
		計	274	316		0	42
	-	1 号	45	47	0		2
	2	2号	319	357			38
3		O歳	74	76			2
	3号	1•2歳	197	240			43
		計	271	316		0	45
	1号		44	47	0		3
	2	2号	327	357			30
4		O歳	74	76			2
	3号	1•2歳	194	240			46
		計	268	316		0	48
	-	1 号	43	47	0		4
	2	2号	319	357			38
5		O歳	74	76			2
	3号	1•2歳	201	240			39
		計	275	316		0	41
	1号		42	47	0		5
	2		320	357			37
6		O歳	74	76			2
	3号	1•2歳	202	240			38
		計	276	316		0	40

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策 ※

令和2年度から令和6年度まで年度ごとに各事業の量の見込みに対する確保策に従い、地域子 ども・子育て支援事業を推進していきます。

◆地域子ども・子育て支援事業内容◆

※地域子ども・子育て支援事業:法に基づき市町村が地域の実情に応じ、 子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

事業名	事業内容
①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報 等の提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調 整等を実施します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育 てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 (子育て支援センター事業)
③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保 健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査 を行います。
④産後健康診査	産後2週目と4週目に産後健康診査を実施し、産婦の心身の状況や授乳状況等を把握することで、産後うつ等の早期発見、早期支援を行います。
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援 に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
⑥養育支援訪問事業及び要保護 児童対策地域協議会その他の者 による要保護児童等の支援に資 する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。 要保護児童対策協議会の連携強化を実施します。
⑦子育で短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが 一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用に より必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業、夜間養護 等事業)
⑧ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
⑨一時預かり事業	家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間に、認定こども園、保育所その他の場所で、一時的に預か り、保育を行います。
⑩延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間 以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において 保育を行います。
⑪休日保育事業	保護者の就労等の理由により、日曜・祝日等に家庭で保育ができない場合に、保育を行います。
⑫病児•病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

事業名	事業内容
⑬放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している 児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利 用して適切な遊び及び生活の場を提供します。
(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・ 子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規 参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体 制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制 の確保を図ります。

◆地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保策◆

事業名	量の見込 (6年度)	確保策
①利用者支援事業	1 力所	子育て世代包括支援センター「すくすく」 で実施
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	月延利用人数 300 人	町内2ヵ所
③妊婦健康診査	延 1,540 件	医療機関委託健康診査 (1人につき14回の健診) 母子保健事業で実施
④産後健康診査	延 270 件	医療機関委託健康診査 (1人につき2回の健診) 子育て世代包括支援センター事業で実施
⑤乳児家庭全戸訪問事業	110人	出生児全員に実施 母子保健事業で実施
⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問事業 延 40 人	乳児家庭全戸訪問事業後、必要な家庭に保 健師等が訪問。要保護児童対策協議会充実。
⑦子育て短期支援事業	延8人	児童養護施設へ委託 1ヵ所
⑧ファミリー・サポート・センター事業	延50人	町内1カ所ファミリー・サポート・センターを設置し、サービス利用の連絡調整を実施。
⑨ 一時預かり事業	延 200 人	町内2ヵ所
⑩ 延長保育事業	延230人	町内こども園・保育園で実施
⑪ 休日保育事業	延60人	町内1ヵ所
⑫ 病児・病後児保育事業	延30人	病児保育 1ヵ所 病後児保育 町内1ヵ所
③ 放課後児童クラブ	230人 40人	通常児童クラブ 町内5ヵ所(各小学校区) 長期休業期間限定児童クラブ 町内1ヵ所
④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	必要に応じ実施	必要量に対応

計画の基本目標と行動計画

1

施策体系図

本町の子どもたちが、地域の関りのなかで豊かに育ち、次の社会をつくる原動力となるよう、基本理念をもとにてつの基本目標を掲げ、一人ひとりの健やかな育ちが実現される社会を目指します。

基本理念_	基本目標	行動計画
楽し	1.地域における子育で支援	(1) 教育・保育施設の整備(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実(3) 子育て支援に関する情報提供(4) 児童の健全育成
いよう	2.親子の健康確保と増進	(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保(2) 「食育」の推進(3) 思春期保健対策の充実(4) 小児医療の充実
~ゆとりある 豊子育て一緒に	3.子どもの心身の 健やかな成長に資する 教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境 等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
豊かな子育て	4.子育てを支援する 生活環境の整備	(1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 良好な居住環境の確保
未来を築く	5.仕事と家庭の両立	(1) 働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立支援
応援 琴浦町	6.子ども等の安全の確保	(1) 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み(2) 交通安全の確保(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の 推進(4) 被害に遭った子どもの保護の推進
町	7.要保護児童・障がい児等へ の対応	(1) 児童虐待防止策の充実 (2) 障がい児施策の充実 (3) ひとり親・生活困窮家庭等の自立支援の推進

2 基本目標と行動計画

基本理念実現のため、7つの基本目標とその行動計画を次のとおりとします。 行動計画における具体的事業(第5章 2)を●印で示します。

基本目標1 地域における子育で支援

◆新たに加えた事業

長期休業期間児童クラブ事業、自治公民館を活用した子どもの居場所づくり、 チャイルドシート購入費助成事業等

▼行動計画

(1)教育・保育施設の整備

- ①認定こども園・保育園のあり方の検討と施設の整備 教育・保育施設の量の見込みに基づく必要利用定数の設定、施設整備
 - ●幼児教育・保育事業
 - ●待機児童をつくらないための受け皿確保
- ②保育料・副食費の軽減

町独自の保育料等無償化施策

- ●世帯の第2子以降の保育料・副食費の無償化
- ●世帯の3子同時入所時における第1子の保育料・副食費の無償化
- ③教育・保育の質の向上

職員配置の充実と保育士の確保の推進 鳥取県幼児教育センター等との連携による人材育成

■こども園・保育園職員の研修の充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

- ①教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業利用の利便性の向上
 - ●利用者支援事業
- ②母子保健事業との連携強化
 - ●妊婦健康診査
 - ●乳児家庭全戸訪問事業
- ③多様な保育ニーズへの対応
 - ●延長保育事業
 - ●一時預かり事業
 - ●ファミリー・サポート・センター事業
 - ●病児・病後児保育事業
 - 子育て短期支援事業
 - ●休日保育事業

- 4地域の子育て支援拠点の充実
 - ●地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
 - ●子育て世代包括支援センター「すくすく」

(3) 子育て支援に関する情報提供

- ①子育て応援ガイドブック等の作成・配布
 - ●子育て応援ガイドブック配布
 - ●町内子育て支援マップの作成
- ②子育てに関する意識啓発活動
 - ●町ホームページ・母子健康手帳アプリの活用

(4) 児童の健全育成

- ①児童の居場所の拡充
 - 放課後児童クラブ
 - ●長期休業期間児童クラブ

②地域主体の児童健全育成の推進

- ●放課後子ども教室
- ●自治公民館を活用した子どもの居場所づくり

③子どもの豊かな体験活動の推進

- 子どもパーク
- プレーパークどんぐり

4心を育てる生涯学習の充実

- ●「10秒の愛」※キャンペーン
- ●家庭教育講座

⑤経済的基盤の支援

- ●児童手当支給事業
- ●第3子以降出産祝金支給事業
- ●乳幼児家庭保育支援給付事業
- ●チャイルドシート購入費助成事業
- チャイルドシート無料譲渡会事業



※「10秒の愛」: 忙しい毎日の中で、10秒ほどの ささやかな時間でも子どもと向き合おうという子育て の合言葉。

基本目標2 親子の健康確保と増進

◆新たに加えた事業

産後健康診査、特定不妊治療費助成事業、人工授精助成事業

▼行動計画

(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保

- ①母子保健事業の充実
 - ●妊婦健康診査
 - 妊産婦訪問指導
 - ●産後ヘルパー派遣事業
 - ●産後ケア事業
 - ●産後健康診査
 - ●乳幼児訪問指導
 - ●育児相談
 - ●離乳食講習会
 - 乳児健康診査(3~4ヵ月・6~8ヵ月・9~10ヵ月)
 - ●1歳6ヵ月児健康診査
 - ●3 歳児健康診査
 - ●5 歳児健康診査
 - ●遊びの教室

②妊娠・出産の希望を叶えるための支援

- ◆特定不妊治療費助成事業
- 人工授精助成事業

③感染症予防及び予防接種の重要性の啓発の実施

- ●予防接種事業
- ●結核予防事業

④歯科保健事業の充実

- 妊婦歯科健康診査
- ●フッ素塗布
- ●むし歯予防教室
- ●歯みがき教室
- ●フッ化物洗口

(2)「食育」の推進

- ①食育に関する啓発の推進
 - ●健康づくり栄養改善推進事業
- ②食に関する学習機会の充実
 - ●栄養教諭による食育啓発事業
 - ●「食育の日」PR事業
 - ■こどもクッキング活動



(3) 思春期保健対策の充実

- ①性や性感染症予防に関する正しい知識の普及及び学校での性教育の充実
 - ●エイズ予防対策事業
- ②喫煙・薬物、心の問題に係る教育・相談体制づくり
 - ●教育相談事業

(4) 小児医療の充実

- ①小児医療体制における関係機関との連携
- ②医療費の助成
 - ◆特別医療費助成事業



基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆新たに加えた事業

ICT教育推進に向けたハード面の充実及び教職員の指導力の向上ペアレント・トレーニング教室、情報モラル教育の充実

▼行動計画

(1) 次代の親の育成

- ①小中高生及び青少年と乳幼児・高齢者との交流事業の拡充
 - 総合的な学習推進事業
 - ●ジュニアリーダー養成事業

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ①確かな学力の向上
 - ●30人学級(小1・2)33人学級(中1)35人学級(小3以上)の編成
 - ●語学指導外国青年招致事業
 - I C T 教育推進に向けたハード面の充実
 - I C T 教育推進に向けた教職員の指導力の向上

②豊かな心の育成、豊かな体験活動をするキャリア教育の充実

- ●地域学校協働活動推進事業
- ●地域に学ぶ体験学習推進事業(小:梨の栽培体験学習、中:職場体験学習等)
- ●文化振興事業(青少年劇場巡回・小公演の開催等)
- ●読書推進事業

③健やかな心と体の育成

- ■運動部活動外部指導者派遣、部活動強化補充事業
- 教育相談員事業(各中学校)

- ④信頼される地域に開かれた学校づくり
 - 小中学校一斉公開
 - ●学校評議員制度(幼保連携型認定こども園でも実施)
- ⑤乳幼児教育の充実
 - ●ブックスタート
- ⑥特別支援教育の充実・啓発
 - ●インクルーシブ教育※システム推進事業

※インクルーシブ教育: 障がいの有無にかかわりなく、地域の中で可能な限りともに学ぶ教育の仕組み。

- (ア)いじめ、不登校、問題行動への未然防止と対応
 - ●社会性を育む教育活動推進事業(hyper-QU※等各検査の実施と活用)
 - ■スクールソーシャルワーカー活用事業

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- ①家庭教育への支援の充実
 - ●家庭教育支援事業
 - ●ペアレント・トレーニング※教室
 - ■就学支援·奨学資金貸付事業
 - 申学生及び高校生通学費補助
- ②地域と協働した子育て支援
 - ●放課後子ども教室
 - ●地区公民館活動事業
 - ●自治公民館を活用した子どもの居場所づくり

(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①地域、学校及び家庭における情報モラル教育(メディア教育)の推進
 - ●情報モラル教育の充実
- ②健康教育(食育、感染症等予防、危険ドラッグ・禁煙教育等)の推進
 - ※hyper-QU: (ハイパー キュー ユー) よりよい学校生活と友達づくりのアンケート。より 適切な支援や学級づくりを考えていくための取組。
 - ※ペアレント・トレーニング:保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

基本目標4 子育でを支援する生活環境の整備

◆新たに加えた事業

町内子育て支援マップの作成

▼行動計画

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

- ①事故の危険性が高い通学路において、歩道等の整備の推進
 - ●交通安全施設整備事業
 - ●街路灯維持管理事業
 - ●通学路点検
- ②公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインの推進
- ③子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
 - ●町内子育て支援マップの作成

(1) 良好な居住環境の確保

①子どもの安全な遊び場の整備



基本目標5 仕事と家庭の両立(職業生活と家庭生活の両立支援)

◆新たに加えた事業

企業に向けた啓発、長期休業期間児童クラブ事業

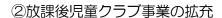
▼行動計画

(1) 働き方の見直し

- ①仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の意識向上を促進するとともに、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備するための広報・啓発の実施育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくりを担うリーダー「イクボス・ファミボス」の取り組みの推進
 - ●男女共同参画推進
 - ●企業に向けた啓発

(2) 仕事と子育ての両立支援

- ①ファミリー・サポート・センター事業の設置及び普及
 - ●ファミリー・サポート・センター事業
 - ●病児・病後児保育事業
 - ●休日保育事業



- ●放課後児童クラブ事業
- ●長期休業期間児童クラブ事業



基本目標6 子ども等の安全の確保

▼行動計画

- (1) 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み
 - ①事故予防のための啓発
 - ②事故発生時の応急処置方法の啓発
- (2) 交通安全の確保
 - ①交通安全教育の推進
 - ●交通安全思想普及啓発事業
 - ②チャイルドシートの正しい使用の普及・啓発
- (3)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ①PTAやボランティアによるパトロール活動の実施
 - ●地域安全パトロール隊による子ども達の見守り活動
 - ②声かけ運動の実施
 - ③「子どもSOS連絡所」「子ども110番の家」等の拡充
 - 4)学校警察等連絡制度の活用
 - ●不審者情報の共有
 - ⑤防犯対策の推進
 - ●児童防犯笛配布事業
- (4)被害に遭った子どもの保護の推進
 - (1)カウンセリング体制の確立

基本目標7 要保護児童・障がい児等への対応(鳥取県施策との連携を含む)

▼行動計画

- (1) 児童虐待防止策の充実
 - ①関係機関との連携体制の強化
 - ●要保護児童対策地域協議会
 - ②発生予防、早期発見、早期対応
 - ●養育支援訪問事業

(2) 障がい児施策の充実

- ①障がい児保育・教育の充実
 - ●障がい児保育事業
 - ●エール巡回指導事業
 - ●インクルーシブ教育システム推進事業

②在宅サービスの充実

- ●心身障がい児(者)福祉費
- ●障がい者自立支援給付事業
- ●障がい者在宅福祉事業児童通所サービス
- ●地域生活支援事業

③障がい児家庭の保護者支援の充実

- ●特別児童扶養手当
- ●特別支援教育就学奨励費(小中学校)
- ●保護者交流事業

(3) ひとり親・生活困窮家庭等の自立支援の推進

- ①相談体制の充実
- ②生活支援事業の拡充
 - ●児童扶養手当事業
 - ●災害遺児手当
 - ●要保護·準要保護児童生徒就学援助事業(小中学校)

③学習支援の充実

●放課後児童クラブ学習支援事業

※要保護児童:①保護者に監護されることが不適切であると認められる児童

②保護者のいない児童

③保護者の養育を支援することが特に必要だと認められる児童

※要保護児童対策地域協議会

: 市町村が実施主体で、要保護児童等を関係機関で情報共有しながら見守り・サポートしていく組織。